



NPO法人反貧困ネットワーク広島 会報

No.9 2013年7月5日



副理事長就任にあたり

安倍政権誕生以降、成果が強調されてきましたが、綻びも見え始めました。今後、警戒すべきは、生活保護基準切り下げなどの弱者切り捨てです。

広島県労福協は、貧困や多重債務のない社会の実現に向け、引き続き反貧困ネットワークの活動に参加していきます。そして、勤労者が抱える様々な悩みの解消に向け、市民運動、消費者運動、労働運動をはじめとする多くの団体との連携を深め、県民から共感の得られる社会運動を実践していきます。

ともにがんばりましょう。副理事長(広島県労働者福祉協議会会長)伊丹幸男

NPO 法人としての第 2 回通常総会を開催しました

昨年 1 月 6 日の設立登記から、NPO 法人としての活動が 1 年以上経過しました。5 月 12 日に広島弁護士会館で開催した通常総会では、平成 24 年度の事業報告と収支決算報告につづいて、平成 25 年度の事業計画と収支予算案が提案され、すべて満場一致で可決・承認されました。

出席者数は 100 名(実際の出席 62、委任状出席 38)でした。全会員数は 113 名(個人 106、団体 7)です。

事業報告

NPO 法人として実施している事業は右の表のとおりです。

生活相談会は、主催・共催あわせて昨年度は 4 回実施しました。会場はどれも広島駅南口地下広場です。昨年度の相談件数は 4 回合計で、面談 449 件、電話 74 件でした。

常設電話相談への電話も多く、特に生活相談会後の 1 週間は電話が鳴りやまないこともあるほど生活困窮されている方たちから多くの相談を受けました。

ほっとサロンは、シェルター(緊急一時宿泊所)に入られたことがあって生活保護を受給されている方たちを中心とする憩いの場・交流の場です。毎週、月・水・

金の午後(1時～4時)に開催し

ています。食事会を毎月一度開いて交流や生活相談を実施しています。昨年度は食事会を 12 回実施して、延べ参加人数は 245 名(スタッフを含む)でした。

講演会を昨年度は 2 回開催しました。

1 回目は木村達也弁護士(日本弁護士連合会 元貧困問題対策本部長代行)、2 回目は宇都宮健児弁護士(元日本弁護士連合会会長、反貧

NPO 法人として実施している事業

1 貧困に関わる相談事業

生活相談会

常設電話相談

ほっとサロンの運営

2 講演会・シンポジウム等の広報・啓蒙事業

講演会の開催

反貧困全国キャラバンへの参加

機関紙発行・ホームページの管理運営

3 実務研修会等の教育・研究事業

4 路上生活者等の一時保護施設の運営事業

シェルター(緊急一時宿泊所)の運営

5 関係機関に対する提言・要請事業

6 会員相互の情報交換事業



秋田事務局長の事業報告

(事業報告のつづき)

困ネットワーク代表)に講師をお願いしました。

反貧困全国キャラバン 2012 については、広島県労働者福祉協議会など県内の各団体と実行委員会を立ち上げ、昨年9月にキャラバンカーが広島に来たときには、平和公園から稲荷大橋までパレードを行いました(参加者250名)。

シェルター(緊急一時宿泊所)の運営では、昨年度に1室増設して、合計10室のシェルターを運営していますが、満室の状態が続いています(詳細は最後のページをご覧ください)。

今年度の事業計画

今年度もこれまでの各事業を引き継ぎ、さらに充実した事業活動をしたいと考えています。

生活相談会は今年度も4回実施します(日程は最後のページをご覧ください)。経済的または精神的に非常に深刻な相談に対応するために、こころのケア専門家との連携を強化します。

ほっとサロンについては、広島つくしの会(クレジット・サラ金被害者の会)と交流する企画を検討します。

反貧困全国キャラバン2013は、10月中旬に広島に来る予定です。昨年度と同様に実行委員会を立ち上げて活動します。

当日は、通常総会のあとに講演と懇談会を開催しました。

講演は、「おかやま入居支援センターの取り組み、岡山における各支援団体の連携状況について」岡山パブリック法律事務所井上雅雄所長に話していただきました。

懇親会はお茶菓子を囲んで安佐南区生活と健康を守る会のコーラスを聞き、自己紹介、近況報告、意見交換などしてなごやかな時間をすごしました。



安佐南区生活と健康を守る会
のコーラス

まちかど生活相談会 を開催しました

6月21日(金)・22日(土) 広島駅南口エールエール地下広場にて

相談件数は2日間で合計105件(面談97件、電話8件)、相談内容は表のとおりです。今回は、借金・生活苦の相談が目立ちました。その日に生活保護の申請に行かなければならない方も多くいらっしゃいました。

失業、離婚、借金などの原因により、生活状況が変化してしまい、生活再建が必要だけど、どうしたらよいかわからない、といった相談がありました。原因が借金問題と失業問題、人間関係の問題など複合的なものも多かったです。

借金問題は、弁護士・司法書士に、失業問題は就業支援の担当の方に、人間関係の問題については、こころの専門家が傾聴をするといった役割分担をして、1人の方の複合的問題にワンストップで対応し、まちかど相談会ならではの支援ができたと思います。



今回の相談会では、休憩時間に、ホメオ整体院「スーツでもできる!すき間体操」、山上茂典さんのギター演奏と歌、朝鮮学園の朝鮮伝統舞踏と伝統打楽器演奏をしていただきました。

通行中の方も足を止めて聞いて行っていただきました。ありがとうございました。

相談内容	
借金	15
労働	9
生活苦	22
年金	6
心の悩み	5
損害賠償	11
相続	8
人間関係	7
その他	18

廃案を求めます！

2013年5月17日閣議決定「生活保護法の一部を改正する法律案」



5月30日、反貧困ネットワーク広島が記者会見を開き「要保護者の保護の利用を妨げる『生活保護法の一部を改正する法律案』の廃案を求める声明」を発表しました(写真)。声明では、5月17日に閣議決定されたこの法律案は、違法な「水際作戦」を合法化するものであり、憲法第25条によって保障されている国民の生存権を侵害することから強く反対するとして、廃案を求めました。以下、声明の要約です。(原文はホームページをご覧ください)



「書類不備」を理由に申請を受け付けない

— 違法な「水際作戦」を合法化してはならない —

生活状況の悪化と事態の深刻化を招く

「改正案」は生活保護を申請するときに「資産および収入の状況」などを書いた申請書や、その他の書類を添付しなければなりません。さらに、扶養義務者(親族)に通知されることとなります。

そのため、生活保護の申請をこれまで以上にためらわせることになり、生活状況の悪化、事態の深刻化となるおそれがあります。

国連は簡素化を勧告

先日、国連の「社会権規約委員会」が、生活保護申請手続きの簡素化や、申請者が尊厳をもって扱われることを日本政府に対して勧告。制度を利用するだけで恥ずかしい者として扱われる日本の現状は改善されるべきであり、これ以上申請について厳格化することは国際的にみても許されません。

改正案に対する批判の高まりを受けて、民主、自民、公明の3党は、申請書や添付書類の提出は必須の要件とはしないとすることで大筋合意しました。

あまりにもゆきすぎた制度改変に歯止めをかけられたことは、運動の成果と評価しています。

大阪市北区において、DV被害にあった母子が生活困窮の末、餓死をするという痛ましい事件が報道されました。扶養義務者への通知や調査が決められると、自分の居場所をDV加害者である夫に知られることを心配し、生活保護の申請をためらうことになりかねません。

廃案になりました

反貧困ネットワークをはじめ、全国の関係各所から強い反対の声が寄せられていた「生活保護改正法案」及び「生活困窮者自立支援法案」は今通常国会の会期末(6月26日)までに成立せず、廃案となりました。法改正阻止に向けた取り組みへのご協力ありがとうございました。

助成金ありがとうございました

広島県労福協、共同募金会社会課題対策プロジェクト、広島県緊急雇用対策基金から助成金をいただきました。



広島県共同募金会から交付

ほっとサロン

昨年4月以降の食事会について報告します。

2012年

4月27日	クリームシチュー	30名(7)
5月30日	カレー	不明
6月27日	カレー	30名(7)
7月25日	冷やしソーメン	20名(6)
8月27日	冷やしソーメン	15名(5)
9月28日	ソーメンと炊き込みご飯	14名(4)
10月26日	カレー	20名(6)
11月30日	ハヤシライス	18名(6)
12月26日	豆乳鍋	15名(7)
2013年		
1月30日	ミルフィーユ鍋と白ごはん	18名(6)
2月28日	鍋物	17名(5)
3月27日	ビーフカレー	17名(5)
4月26日	ポークカレー	18名(5)
5月29日	ハヤシライス	20名(6)
()	内はスタッフの人数で内数	27名(7)

ほっとサロンの開催日：

毎週月・水・金の3:00~16:00

問合せ先：

電話：082-545-7709 担当：佐々木

シェルター(緊急一時宿泊所)の利用状況

室数を少しずつ増やして、現在10室を運営していますが、常に満室状態です。これまでの利用者数を報告します(5月27日現在)。

男性	323名	男性	女性
女性	134名	10代	4名 12名
合計	457名	20代	33名 26名
		30代	76名 18名
		40代	74名 19名
单身	399名	50代	66名 15名
夫婦	21名	60代	41名 15名
親子	37名	70代	17名 6名
合計	457名	80代	3名 3名
		不明	9名 20名
		計	323名 134名

シェルターなどで必要なものは米、ラーメン、素麺、カレーうどんなど保存の効く食品やタオルです。ご寄付をお願いします。



会員を募集しています。

年会費は下記をご覧ください。

手伝ってくださる方を募集しています。

相談会チラシの街頭宣伝や公営住宅などへのポスティングです

お問合せ：下記に電話またはFAXください。

相談会の予定

2013年 9月10日(火)・11日(水)

暮らしとこころの相談会
(弁護士会と共催)

2013年 12月10日(火)・11日(水)

年末まちかど生活相談会
(反貧困ネット主催)

2014年 3月11日(火)・12日(水)

暮らしとこころの相談会
(弁護士会と共催)

会費・寄付振込先：

広島銀行 白島支店 普通 3235401 反貧困ネットワーク広島

郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島

正会員(個人)年会費 2,000円

正会員(団体)年会費 5,000円

賛助会員(個人)年会費 5,000円

賛助会員(団体)年会費 10,000円



NPO 法人 反貧困ネットワーク広島

事務局 広島市中区東白島 14-15

NTTクレド白島ビル7階

広島総合法律会計事務所内

電話：082-227-8181 FAX：082-227-1200

相談専用電話 090-4890-1579

(平日 10時~17時 担当:佐々木)

